

本州四国連絡高速道路における全国共通料金の確実な  
導入及び現行の料金割引水準の維持を求める意見書

本四高速は、他の高速道路に比べて割高な料金設定となっていることから、観光振興や農林水産物の物流、企業誘致等で大きな障壁となっており、料金引き下げが長年の悲願となっていた。

こうした中、国と地方の間で開催された「第7回本四高速の料金等に関する調整会議」での「今後の本四高速料金の基本方針」等において、本四高速の料金については、全国共通料金を平成26年度から導入することで合意し、本県においても大いに期待しているところである。

しかしながら、社会資本整備審議会道路分科会の国土幹線道路部会の中間答申では、本四高速のみ、「料金割引を導入した際に、他の交通機関に影響があったことに鑑み、料金割引を含めた実質の料金水準に留意し、料金割引の縮小などを図るべきである。」とされており、NEXCO区間と比較して、本四高速の割高で不公平な料金が解消されないのではないかと危惧しているところである。

また、国費による料金割引制度については平成25年度末をもって終了することとなるが、去る8月27日に発表された国土交通省の「平成26年度予算概算要求」においても、「必要な措置を要求する」とされたものの、割引のための財源は示されていない。

来年度以降、料金割引の縮小により、高速道路の利用料金が実質的に値上がりすれば、地域間の交流・物流が停滞し、回復しつつある日本経済の成長や国民生活への影響が懸念される。

よって、国においては、次の事項について、格段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 本四高速への全国共通料金の導入に当たっては、陸上部はNEXCOの普通区間、海峡部は伊勢湾岸道路と同等以下の料金水準とすること。
- 2 高速道路の料金割引について、現行の料金割引水準を維持し、NEXCOと本四高速の間に格差のないものとするとともに、そのために必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

徳島県議会議長 杉 本 直 樹